

〔抜粋〕 災害対策基本法

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かなければならない。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

○武蔵野市防災会議運営規程

昭和59年11月17日規程第2号

武蔵野市防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、武蔵野市防災会議条例（昭和38年10月条例第24号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、武蔵野市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会議は必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めたときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め関係委員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(定足数)

第3条 会議は、委員の定数の半数以上の委員またはその代理者が出席しなければ、開くことができない。

(議事手続)

第4条 会議の議事は会長が主宰する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

第5条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(委任)

第6条 会議は、その所掌に関する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第7条 条例第4条に規定する専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

付 則

この規程は、昭和59年11月17日から施行する。

○武蔵野市防災会議条例

昭和38年10月11日 条例第24号

改正

平成11年 条例第35号

平成26年12月25日 条例第41号

武蔵野市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、武蔵野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 武蔵野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
- (3) 市議会議員の中から市長の委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者
- (7) 市の消防団長
- (8) 指定公共機関および指定地方公共機関の役員または職員並びに公共的団体の役員のうちから市長が任命する者

(9) その他特に必要と認め、市長が任命する者

6 前項の委員の総数は、30人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員または職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成11年12月21日条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年12月25日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。